

前橋市教育委員会(前橋市青少年支援センター) 教育支援教室「あすなろ」



- 開設 平成18年4月1日
- 代表者職氏名 前橋市青少年支援センター所長 横澤 信一
- 所在地 〒371-0114 前橋市富士見町田島866番地1
前橋市富士見公民館内
- 電話・FAX (027) 288-5500 / (027) 288-7401

1 運営の目的

- (1) 前橋市内に在住する不登校児童生徒の集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、社会的自立及び学校生活への復帰を援助する。
- (2) 教育支援教室は、前橋市青少年支援センターにおける教育相談事業の一環として教育相談、学習指導、集団生活への適応指導を組織的、計画的に行う。
- (3) 教育支援教室は、別に設置する「前橋市不登校問題等対策委員会」を研究協力組織として位置づけ、実践的研究の推進を図る。

(3) 日時程

時間	主な活動内容
9:00～9:15	職員打合せ
9:15～9:25	出席確認・あいさつ・連絡
9:30～12:00	学習
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～14:40	学習・グループ活動(運動・作業・ゲーム等)
14:40～14:50	振り返り
14:50～15:00	職員打合せ

2 令和5年度の職員の構成・分担

職員	業務内容
教育相談指導員 3名	渉外・教育相談・学習指導 生活指導・課外活動

(4) 主な行事予定(令和5年度)

	月	行事
1 学期	4月	1学期始業式 環境整備
	6月	天文教室
	7月	進路説明会
	随時	1学期終業式 在籍校との情報交換 保護者との面談
2 学期	8月	2学期始業式
	10月	屋外体験学習
	11月	進路説明会
	12月	職業体験学習
3 学期	随時	2学期終業式 在籍校との情報交換 保護者との面談
	1月	3学期始業式
	2月	体験活動
	3月	卒業式・修了式
随時		在籍校との情報交換 保護者との面談

3 入室対象及び受け入れ状況

- (1) 入室対象
前橋市内の小中学校に在籍し、学校に行きにくくなったり、行きたくても行けずに困ったりしている児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者。
- (2) 受け入れ状況(令和4年度)
小学生0名 中学生12名 合計12名

4 開設状況

- (1) 開設日時
学校の休業日を除く月曜日～金曜日
9:15～14:45(児童生徒の入室時間)
- (2) 開設期間(令和5年度)
1学期 4月7日～7月20日
2学期 8月28日～12月22日
3学期 1月9日～3月26日

5 入室・退室の進め方

(1) 入室の手続き

入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長に申し出る。

在籍校の校長は、依頼書及び調査書を添えて、青少年支援センター所長に申し出る。

青少年支援センター所長は、申し出があったとき、所内会議（所長・指導員・担当指導主事等）により入室を検討する。

青少年支援センター所長は、入室を認めたとき、その旨を在籍校の校長に連絡する。

在籍校の校長は、入室が許可されたことを入室希望の児童生徒保護者に連絡する。

(2) 退室の手続き

退室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長に申し出る。

在籍校の校長は、依頼書を添えて、青少年支援センター所長に申し出る。

青少年支援センター所長は、退室を認める旨を在籍校の校長に連絡する。

在籍校の校長は、退室が認められたことを退室希望の児童生徒保護者に連絡する。

- 学校復帰の状態が、断続的または、相談室や保健室登校で、不安定な場合も考えられるので、再登校が果たせてもしくは、「あすなろ」または他の教育支援教室の再通室の窓口を開いておく。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

- 毎月末に、出席状況及び生活状況を文書で報告する。
- 学級担任、学年主任、管理職との情報交換等により連携を密にする。
- 必要に応じて、校内テストの実施にも配慮する。
- 特に再登校の兆しが見えてきた場合は、学級担任等と十分に連絡をとり、スムーズな再登校に結びつける。
- 学校訪問を適宜行う。

(2) 家庭との連携

- 保護者会・三者面談等を定期的に関き、家庭との連携に努める。
- 随時、保護者面接・電話相談を行う。
- 通信等を発行する。

(3) 関連機関との連携

不登校の問題には、様々な要因が考えられるので、それぞれのケースについて、必要に応じて関係機関との連携を図り、情報交換を密にして問題の解決に努める。

《主な関係機関》

- ・ 教育支援教室
「にじの家」「かがやき」「かけはし」
- ・ 中央児童相談所
- ・ 群馬県総合教育センター 等

7 特色ある活動

- 常に、児童生徒の考えや悩みに気を配り、学校との連携を必要とするときは、迅速に連絡をとる。
- 保護者会を開催し、相互に支え合う関係づくりの構築を図る。

8 訪問型支援

- 不登校傾向にある小学生とその保護者、教育支援教室に入室したが、通室することを躊躇している児童生徒に対して、指導員が家庭訪問を行い支援する。

9 交流活動

- 市内4ヶ所の教育支援教室（にじの家、かがやき、あすなろ、かけはし）合同で、天文教室や進路説明会、屋外体験学習などを実施したり、保護者間の交流会を開催したりする。